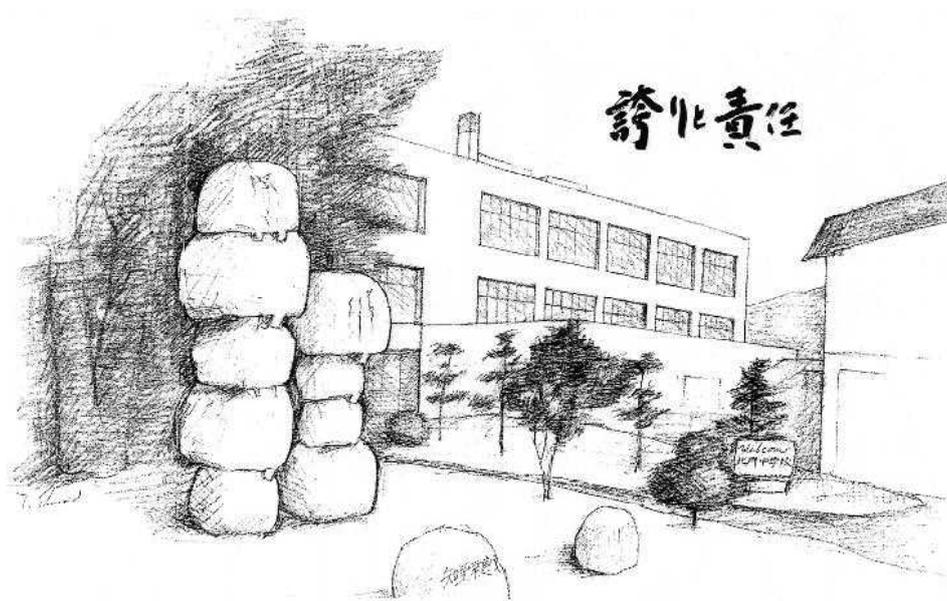


旭川市立北門中学校

## 学校いじめ防止基本方針



平成26年4月  
(令和3年4月改定)

## 【目 次】

はじめに

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
2 いじめの理解	2
II 学校が実施するいじめの防止等の取組	4
1 本校のいじめの実情及び令和2年度の目標	...
2 生徒が主体となった取組の推進	
3 学校いじめ対策組織の設置	
4 いじめ防止の取組	
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	
◇いじめ発見・見守りチェックシート	7
◇主な相談窓口	8
6 いじめへの対処	9
7 いじめの解消	
◇早期発見・事案対処マニュアル	11
8 いじめの重大事態への対応	12
9 いじめ防止等に関する機関，保護者等との連携	
10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携	13
11 学校いじめ防止プログラム	14
12 いじめの発見・観察ポイント（保護者用）	15

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、いじめは「絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる」という意識をもち、教職員、生徒会、家庭、地域、諸関係機関が一体となり、一過性のものではなく、継続して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということ为学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、「いじめ対策委員会」を中心とし、計画的かつ組織的に、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

## I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

## 2 いじめの理解

「いじめ防止対策推進法」では、学校及び学校の教職員の責務（第8条）と、保護者の責務等（第9条）が定められています。

保護者の責務としては、保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めることや、保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒をいじめから保護すること、学校等が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めることが定められています。

本校及び本校の教職員は、法に基づき、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。

### （1）いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうることから、何よりも、生徒をいじめに向かわせないための未然防止の取組が大切です。

そのため、生徒が他の生徒や教職員と信頼できる関係の中で安心して安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくりに努めます。

また、未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常の生徒の行動の様子や定期的なアンケート調査などで検証し、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかなどを定期的に検討するなど、PDCAサイクル（取組の計画－実行－点検－見直し）に基づいた取組を行います。

### （2）いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

また、日頃から教職員による見守り活動を行うなど、生徒が示す小さな変化や心のサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報の共有に努めます。

### （3）いじめへの対処

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校全体で組織的に対応します。

いじめられた生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒を指導します。当該保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関等と連携を図るなど、学校全体で組織的にいじめの解消に努めます。

## Ⅱ 学校が実施するいじめの防止等の取組

### 1 本校のいじめの実情及び令和3年度の目標

令和2年度のいじめの認知件数は、4件であった。その内訳は、無料通信アプリを介した誹謗・中傷等が3件、冷やかしかからかいが1件でした。いずれの場合も、発生から3ヶ月間で何事も無く、すべて解消されました。

認知に至らない事案について圧倒的に多いのが、無料通信アプリやインターネット上での誹謗・中傷です。学年では、1年生が最も多く、学年が上がるにつれて減少していく傾向にあります。

本校では、今年度いじめの3ヶ月での解消率100%を目指して取り組みます。

### 2 生徒が主体となった取組の推進

昨年度、本校生徒会が当番校となり、旭川市生活・学習Actサミットを行い、新型コロナウイルスに係るいじめや差別の撲滅へ向けて取り組み、大きな成果を収めました。

その経験を生かし、各校生徒会との交流の中で、本校の実態と照らし合わせ、効果が上がりそうな取組を行ったり、生活常任委員会でのポスター作成・掲示を行います。

また、新型コロナウイルスの感染状況にもよりますが、本校生徒会が校区小学校児童会と連携し、生徒会・児童会が主体となって「インターネット上でのいじめ防止」に向けた取り組みを行う予定です。

### 3 学校いじめ対策組織の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家である スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で問題を抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム＝年間計画）の作成や実施の際に、生徒や保護者の代表、地域住民の代表として学校運営協議会委員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的ないじめの問題に取り組みます。

(1) 組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の

体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

③学校いじめ防止基本方針に基づく取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

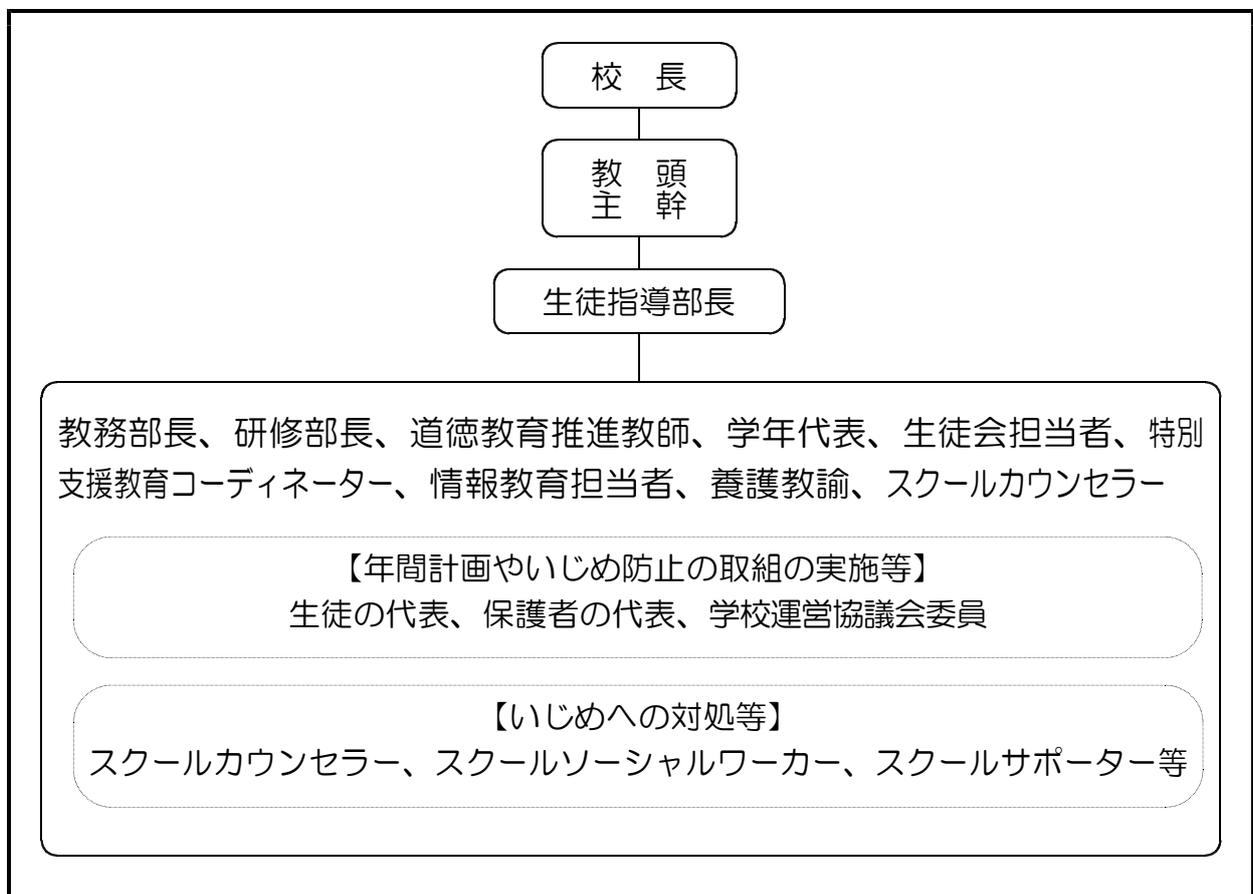
イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

④いじめ事案への対応について、評価・検証する取組

ア) いじめ事案への対応についていじめ対策組織や外部の専門家を交えての検証

イ) 検証から、本マニュアルの見直し・改善を図る

(2) いじめ対策組織



## 4 いじめ防止の取組

### (1) いじめの防止のための措置

#### ①いじめについての共通理解

- ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

#### ②いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- イ) 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

#### ③いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- イ) 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

#### ④自己有用感<sup>※1</sup>や自己肯定感<sup>※2</sup>をはぐくむ指導の充実

- ア) 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感ずることが出来る機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- イ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ウ) 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

## 5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

### (1) 早期発見のための措置

- ①日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- ②生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利

用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

(2) いじめの積極的な認知

- ①いじめ対策組織では、いじめの疑いが少しでもある事案について会議を開催し、人間関係や発生状況と共に、被害生徒・保護者の意向を最大限に加味して認知するかどうか判断します。
- ②本人・保護者が認知はしないでほしいという申し出があっても、最低3ヶ月間は認知した事案と同様の経過観察を行います。

# いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 氏名 \_\_\_\_\_

北門中学校いじめ対策組織

朝の会・帰りの会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。 <input type="checkbox"/> 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 <input type="checkbox"/> 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 <input type="checkbox"/> イライラして、物にあたる。
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入る。 <input type="checkbox"/> 泣いていたり、泣いた形跡がある。 <input type="checkbox"/> 机の上や中が汚されている。 <input type="checkbox"/> 机や椅子が乱雑にされている。 <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている。 <input type="checkbox"/> 座席が替わっている。
授業中	<input type="checkbox"/> 特定の生徒の名前が何度も話題になる。 <input type="checkbox"/> グループ分けや班活動で孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 配付物がきちんと配られない。 <input type="checkbox"/> 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 <input type="checkbox"/> 冷たい視線が注がれる。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに落書きされる。 <input type="checkbox"/> 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	<input type="checkbox"/> 職員室や保健室に頻繁に行く。 <input type="checkbox"/> 先生の近くに居ることが多い。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒を避ける動きが見られる。 <input type="checkbox"/> 一人でぼつんとしている。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒を囲むように生徒が集まる。 <input type="checkbox"/> 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 <input type="checkbox"/> 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 <input type="checkbox"/> 侮蔑の言葉が特定の生徒に対して向けられる。 <input type="checkbox"/> 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。
昼食（給食）時	<input type="checkbox"/> 配膳すると嫌がられる。 <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 望まないおかずを多く盛られる。 <input type="checkbox"/> 食べ物を他人に取られる。 <input type="checkbox"/> グループから外れて一人で食べる。
清掃時	<input type="checkbox"/> 嫌な作業をいつもやらされる。 <input type="checkbox"/> 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後（部活動）	<input type="checkbox"/> 急いで一人で帰る。 <input type="checkbox"/> 先生に何か言いたそうにしている。 <input type="checkbox"/> 他の生徒の分まで荷物を持たされる。 <input type="checkbox"/> 部活動の後片付けを一人でやっている。 <input type="checkbox"/> 部活動を休みがちになる。
その他	<input type="checkbox"/> 成績が急に下がる。 <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、不自然な乱れがある。 <input type="checkbox"/> 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 <input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 <input type="checkbox"/> 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 <input type="checkbox"/> 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 <input type="checkbox"/> 悪口を言われても、愛想笑いをする。 <input type="checkbox"/> 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

- ◆ 生徒のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応を！
- ◆ 日常の生徒とのふれあいを大切に！
- ◆ 気付いたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

## 主な相談窓口

### ◆旭川市子ども総合相談センター

<住所>

〒070-0040 旭川市10条通11丁目

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-52-8506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00

火・水・金 8:45~17:15

### ◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

<住所>

〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目3番15号(旭川合同庁舎)

<電話番号>

0120-007-110 (ゼロゼロなのひゃくとおばん)

<受付時間>

月~金 8:30~17:15

### ◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)

<住所>

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

<電話番号>

0120-388-256

<受付時間>

毎日24時間

### ◆少年相談110番(北海道警察本部)

<住所>

〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月~金 8:45~17:30

### ◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立北門中学校

TEL 51-1431

カウンセラー室直通

TEL 55-3551

## 6 いじめへの対処

### ①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- イ) いじめられた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- ウ) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

### ②いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ア) いじめられた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- イ) いじめられた生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保します。
- ウ) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

### ③いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ア) いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- イ) いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ウ) 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

### ④いじめが起きた集団への働きかけ

- ア) いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- イ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

### ⑤インターネット上のいじめへの対応

- ア) 情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- イ) 学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。
- ウ) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

## 7 いじめの解消

### ①いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解

消と判断します。

ア) いじめられた生徒へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。

イ) いじめられた生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

## ②観察の継続

ア) いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、生徒や学級等の観察を注意深く続けます。

イ) いじめが解消していない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

# 早期発見・事案対処マニュアル

## 【いじめの把握】

- 学級担任及び学級担任以外の教職員による発見
- アンケート調査による発見
- 学校以外の関係機関からの情報
- 生徒（本人を除く）からの情報
- 生徒（本人）の保護者からの情報
- 養護教諭による発見
- スクールカウンセラー等の相談員による発見
- 本人からの訴え
- 地域住民等からの情報
- その他



## 【いじめの報告】（いじめ対策組織会議の開催）

- 把握者→（学級担任等）→生徒指導担当者→生徒指導主事→教頭→校長



## 【事実確認・方針決定】（いじめ対策組織における協議）

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針の確認
- 個別指導の検討
- 役割分担(対応チームの編成)
- 全教職員による共通理解の形成
- 関係機関との連携



## 【いじめへの対処】（いじめ対策組織による対処）

- いじめを受けた生徒への支援
- 周囲の生徒への働きかけ
- 教育委員会への報告
- 教育委員会いじめ早期対応チームやスクールカウンセラー等の派遣要請
- 関係機関への相談（旭川市子ども総合相談センター、旭川児童相談所、警察等）
- いじめの解消の判断
- いじめを行った生徒への指導
- いじめを受けた生徒の保護者への支援
- いじめを行った生徒の保護者への助言

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
校内	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ いじめの行為から、徹底して守り通す。</li> <li>□ 安全確保のための巡視体制を強化する。</li> <li>□ 3か月を目安としたいじめ解消に向け、組織的に注視するとともに、継続して自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解させる。</li> <li>□ いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。</li> <li>□ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。</li> <li>□ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことに気付かせる。</li> <li>□ 自分自身の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。</li> </ul>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ いじめに関する事実経過を説明する。</li> <li>□ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事実経過を説明し、家庭における指導を要請する。</li> <li>□ いじめを受けた生徒及び保護者への謝罪について協議する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 当該生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。</li> </ul>



## 【再発防止に向けた取組】

- |  |  |  |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原因の詳細な分析                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事実の整理、指導方針の再確認</li> <li>□ 必要に応じて外部の専門家等による助言</li> </ul> </li> <li>○ 学校体制の改善・充実                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 生徒指導体制の点検・改善</li> <li>□ 教育相談体制の強化やスクールカウンセラーの派遣要請等</li> <li>□ 生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育内容及び指導方法の改善・充実                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の見直し</li> <li>□ 豊かな心を育てる指導の工夫</li> <li>□ 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を獲得させる指導など、授業改善の取組</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭、地域との連携強化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開</li> <li>□ アンケート、学校関係者評価等に基づく学校評価の実施</li> <li>□ P T A 活動や地域行事への積極的な参加による生徒の豊かな心の醸成</li> </ul> </li> </ul> |
|--|--|--|

## 8 いじめの重大事態への対応

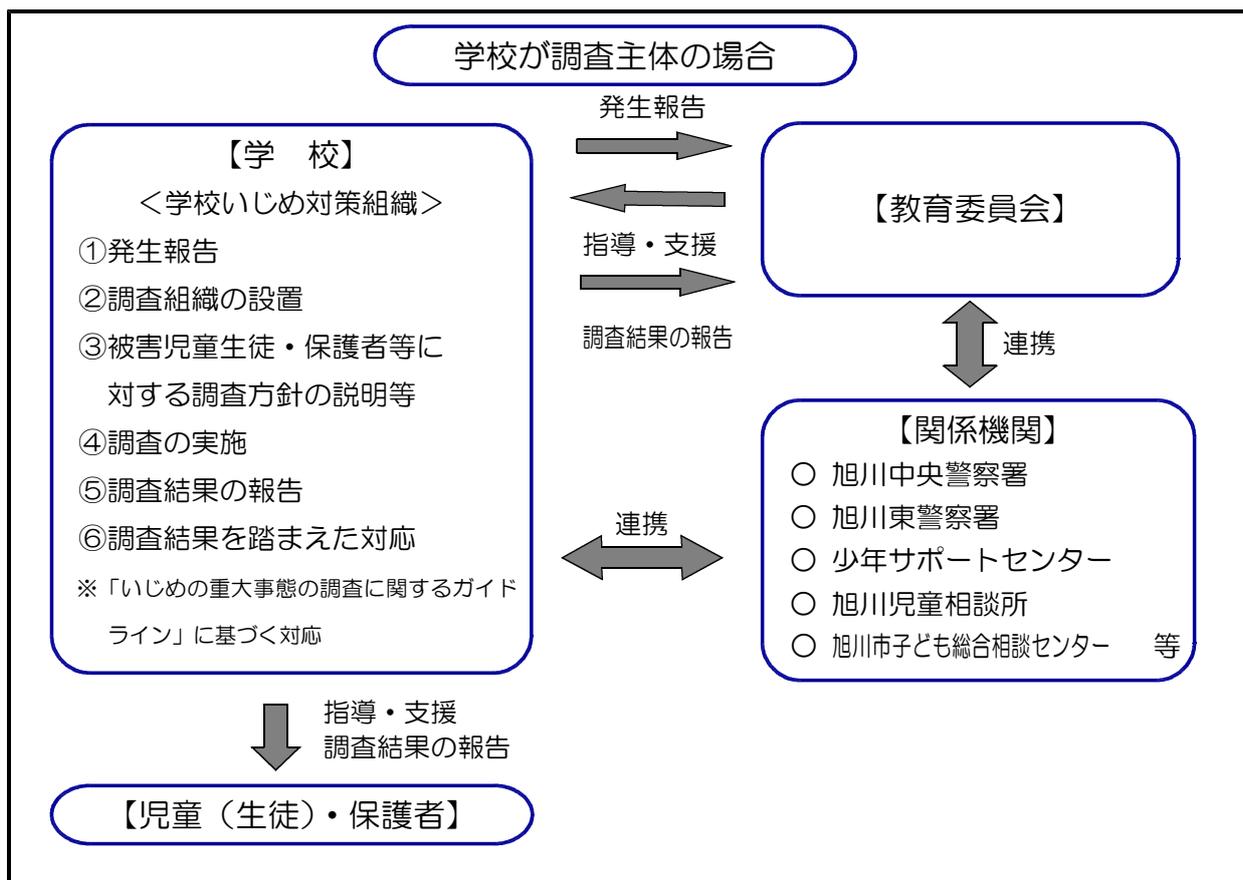
### (1) 重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。  
\*重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

### (2) 重大事態への対応

- ①重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- ②学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ③調査結果は、被害児童（生徒）及び保護者に対して適切に提供します。

## 9 いじめ防止等に関する機関、保護者との連携



## 10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

### (1) インターネットを通じて行われるいじめへの対処

学校では、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、情報モラル教育の充実と啓発活動等を行います。

- ① 情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する情報モラル教育や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進します。
- ② 教員がネットパトロールを行い、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に努めたり、事案に対処する体制を整備します。
- ③ 外部講師を招聘し、「携帯安全教室」を開催して、情報モラル教育の充実を図ります。
- ④ 1学年では、人権擁護委員会による「インターネット上での人権教育」を開催し、無料通信アプリやインターネット上のいじめの根絶を目指します。
- ⑤ 保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、啓発活動を推進します。

# 11 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月	7月
職員会議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策推進会議の開催</li> <li>○職員会議で提案               <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導方針</li> <li>・指導計画</li> <li>・いじめが発生しづらい学級・学年経営</li> <li>・いじめが発生しづらい授業</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○道教委いじめ問題への取組・対応状況調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員へのアンケート</li> </ul>
防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○STOP! いじめの徹底</li> <li>○いじめアンケート(校内)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ撲滅・個人宣言作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習意欲を高める授業づくりの推進・授業規律の確立(1)</li> <li>○絆・居場所のある学級・学年経営(1)</li> <li>○生徒会～いじめ撲滅の取組・集会(1)</li> </ul>	
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○PTA総会・学年懇談での保護者・地域への協力依頼・啓蒙</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒指導～事例研修①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道教委いじめアンケート</li> <li>○保護者懇談</li> <li>○教育相談・アンケート</li> </ul>	
	○チャンス教育相談 ○ふれあい活動 ○生会議 ○ネット見守り活動			
	8月	9月	10月	11月
職員会議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○推進会議の開催</li> <li>○職員会議で提案・2学期の重点</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ネット上の人権教育</li> <li>○携帯安全教室</li> </ul>	
防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習意欲を高める授業づくりの推進・授業規律の確立(2)</li> <li>○絆・居場所のある学級・学年経営(2)(3)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒会～いじめ撲滅の取組(2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全校集会(講話)～ネットトラブル</li> </ul>
早期発見		<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめアンケート(校内)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道徳の斉授業</li> <li>○事例研修①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒指導～事例研修②</li> </ul>
	○チャンス教育相談 ○ふれあい活動 ○生会議 ○ネット見守り活動			
	12月	1月	2月	3月
職員会議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員へのアンケート</li> <li>○道教委いじめ問題への取組・対応状況調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○推進会議の開催</li> <li>○職員会議で提案・3学期の重点</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員へのアンケート</li> <li>○推進会議の開催・年度末反省・来年度の計画</li> </ul>
防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習意欲を高める授業づくりの推進・授業規律の確立(3)</li> <li>○絆・居場所のある学級・学年経営(3)</li> </ul>			
早期発見			<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめアンケート(校内)</li> </ul>	
	○チャンス教育相談 ○ふれあい活動 ○生会議 ○ネット見守り活動			

## 12 いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

### 第1段階 観察しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- 兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- 保護者への反発が強くなる。
- 食欲がない。
- 寝言などでうなされることがある。
- 勉強に身が入ってないように見える。
- 帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- 最近、よく物をなくす。
- 学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- 友達から呼び出される。
- 頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- 学校のノートや教科書を見せたがらない。（\*教科書への落書き、破れ）
- 保護者の前で宿題をやらうとしない。（\*プリントへの落書き、破れ）
- 学校行事に来ないでほしいと言う。
- 学校からのプリントを見せない。
- 放心状態でいることがよくある。
- 何もしていない時間が多い。
- 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- 無理に明るく振る舞っているように見える。

## 第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- 気分の浮き沈みが激しい。
- 兄弟姉妹にあたるが増える。
- 理由もなくイライラする。
- 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- 成績やテスト結果が急に下がる。
- 制服や衣服の汚れが顕著になる。
- 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- メールやブログ等を見ようとししない。
- いたずら電話がよくかかってくる。
- ちょっとした音に敏感になる。
- 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- 学校や友達の話題を避けるようになる。
- 持ち物への落書きがある。
- 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- 登校を渋る。
- 身体を見せたがらない。
- 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

## 第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- 急に誰かを罵ったりする。
- かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- 身体にマジックによるいたずらがある。
- 急に友達関係が変わる。
- 友達から頻繁に呼び出される。
- 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- 部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- 学校を転校したいと言い出す。
- 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。